

上里町工場立地法地域準則条例の概要

I 趣 旨

工場立地法では、一定規模以上の製造業等に係る工場(特定工場)を対象に緑地等の整備を義務付けています。法改正により平成29年4月、工場敷地の緑地面積率を定める権限が県から町村に移譲されました。

これにより、本町は、地域の実情に合った緑地面積率等を定めることができるようになりましたので、地域準則条例を制定し、企業誘致の促進と企業の流出防止を図っています。

- 対象となる工場(特定工場)
 - (1)対象業種
製造業、電気・ガス・熱供給業(水力、地熱及び太陽光発電所は除く)
 - (2)面積要件
敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積の合計 3,000㎡以上
- 施行期日：令和3年1月1日

II 面積率及び適用区域

| | 区 域 | 従前の面積率 (～R2.12.31) | 緩和後の面積率 (R3.1.1～) |
|------------------|---|--|----------------------|
| 用 途 地 域 | 住居・商業等に供されている区域 (住居系地域・近隣商業地域) | 緑地 [※] 20% 環境 [※] 25% | 緑地20% 環境25% |
| | 住居・工業に供されている区域 (準工業地域) | 緑地20% 環境25% | 緑地 10% 環境 15% |
| | 主として工業等に供されている区域 (工業地域・工業専用地域) | | 緑地5% 環境 10% |
| | 農工法工業等導入地区 [※] 上里 SIC 地区計画 [※] | | 緑地 10% 環境 15% |
| | 用途地域外 | | |

緑地： 工場の敷地面積に対する緑地の面積の割合(緑地面積率)を示す。

環境： 緑地及びこれに類する施設で工場・事業場の周囲の生活環境の保持に寄与するもの((例)広場、貯水池、太陽光発電施設など)を環境施設という。上表では、工場の敷地面積に対する環境施設の面積の割合(環境施設面積率)を示す。

農工法工業等導入地区： 農村地域工業等導入促進法に基づく実施計画における工業等導入地区(上里町大字大御堂 約10ha)を示す。

上里 SIC 地区計画： 都市計画法に基づく地区計画(上里スマートインターチェンジ周辺地区計画)の区域(上里町大字勅使河原・五明の一部 約20ha)を示す。